

4・2 油濁損害の補償制度

4・2・1 国際油濁補償基金

タンカー等からの油流出等で油濁損害が発生した場合、船主による民事責任条約(CLC)および油の受取人による国際基金条約(FC)により被害者への賠償および補償を行う制度が確立されている。

FCについては国際油濁補償基金(IOPC Fund)で対応が審議されており、平成 23(2011)年 4 月、7 月および 11 月に同基金会合が開催され、そのうち基金理事会では Erika 号、Prestige 号および Hebei Spirit 号をはじめとする油濁事故に関する対応が審議されたほか、基金総会では基金の運営全般に関する事項などについて審議された。

また、基金総会の下に設置された第 6 作業部会では、損害およびその額について十分な証明が出来ない数多くの小額請求について査定方法の確立すること、および補償金の過払いリスクを回避する手続きの確立することの問題について審議が行われた。

更に浮体貯蔵施設(FSOs・FSUs)、船舶同士の油の積み替え作業(STS)を行う船舶が条約上の「船舶の定義」に該当するかといった問題について作業部会を設置して審議していくことが決定された。